

国立大学法人東京農工大学コンプライアンス規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (組織) 第11条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1) (略) (2) <u>理事</u> 4人 (3)～(8) (略)</p>	<p>本則 (組織) 第11条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。 (1) (略) (2) <u>学長が指名する理事</u> (3)～(8) (略)</p>	

附 則 (令和2年4月1日規程第13号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。